

令和4年3月2日

令和4年第1回神奈川県議会定例会

文教常任委員会資料  
(附属資料)

(令和4年2月25日付託分)

目 次

I	神奈川県職員定数条例(昭和24年神奈川県条例第46号)新旧対照表 -----	1
II	市町村立学校職員定数条例(昭和26年神奈川県条例第40号)新旧対照表 -----	2
III	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例 の一部を改正する条例関連の新旧対照表-----	3

I 神奈川県職員定数条例（昭和24年神奈川県条例第46号）新旧対照表

令和4年4月1日適用

改 正			現 行		
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。			(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。		
事務部局の区分		定数	事務部局の区分		定数
知 事		(略)	知 事		(略)
公 営 企 業 管 理 者					
議 会					
選 挙 管 理 委 員 会					
監 査 委 員					
人 事 委 員 会					
教 育 委 員 会 (学校以外の教育機関を含む。)		768人	教 育 委 員 会 (学校以外の教育機関を含む。)		759人
教育委員会 の所管に 属する学校	校長及び教員	11,878人	教育委員会 の所管に 属する学校	校長及び教員	11,974人
	その他の職員	1,084人		その他の職員	1,087人
	小 計	12,962人		小 計	13,061人
労 働 委 員 会		(略)	労 働 委 員 会		(略)
神奈川海区漁業調整委員会					
合 計					
2 (略)			2 (略)		
3 (略)			3 (略)		

Ⅱ 市町村立学校職員定数条例（昭和26年神奈川県条例第40号）新旧対照表

令和4年4月1日適用

改 正		現 行	
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。		(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。	
学 校 の 種 別	定 数	学 校 の 種 別	定 数
小 学 校	<u>9,517</u> 人	小 学 校	<u>9,396</u> 人
中 学 校	<u>5,503</u> 人	中 学 校	<u>5,513</u> 人
特 別 支 援 学 校	<u>187</u> 人	特 別 支 援 学 校	<u>192</u> 人
高 等 学 校 (定時制の課程を置くもの)	19人	高 等 学 校 (定時制の課程を置くもの)	19人
合 計	<u>15,226</u> 人	合 計	<u>15,120</u> 人
2 (略)		2 (略)	
3 (略)		3 (略)	

Ⅲ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）新旧対照表  
 〈第2条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条～第4条（略）                      （休暇の種類）                      第5条 休暇の種類は、次のとおりとする。                      （1）～（12）（略）                      （13） <u>不妊治療休暇</u>                      （14）（略）                      （15）（略）                      （16）（略）</p> <p>2 前項第1号から第14号までに掲げる休暇は、有給休暇とし、給与の支給を受けて正規の勤務時間中に勤務しない期間とする。ただし、有給休暇（人事委員会規則で定める有給休暇を除く。）が、週休日又は休日の前後にわたる場合には、現に継続する日数をもつて、有給休暇の期間とみなす。</p> <p>第6条～第12条の5（略）                      （短期介護休暇）                      第12条の6 教育委員会は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。<u>第13条第6号</u>を除き、以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会規則で定める世話を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で、短期介護休暇を与えることができる。</p> <p>2・3（略）                      （<u>不妊治療休暇</u>）                      第12条の7 <u>教育委員会は、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会規則で定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日）の範</u></p>	<p>第1条～第4条（略）                      （休暇の種類）                      第5条 休暇の種類は、次のとおりとする。                      （1）～（12）（略）                      （新設）                      （13）（略）                      （14）（略）                      （15）（略）</p> <p>2 前項第1号から第13号までに掲げる休暇は、有給休暇とし、給与の支給を受けて正規の勤務時間中に勤務しない期間とする。ただし、有給休暇（人事委員会規則で定める有給休暇を除く。）が、週休日又は休日の前後にわたる場合には、現に継続する日数をもつて、有給休暇の期間とみなす。</p> <p>第6条～第12条の5（略）                      （短期介護休暇）                      第12条の6 教育委員会は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。<u>次条第6号</u>を除き、以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会規則で定める世話を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で、短期介護休暇を与えることができる。</p> <p>2・3（略）                      （新設）</p>

改 正	現 行
<p><u>圏内で、不妊治療休暇を与えることができる。</u></p> <p><u>2 前項に規定する1年とは、暦年とする。</u></p> <p><u>3 不妊治療休暇は、1日を単位として与える。ただし、教育委員会は、業務に支障がないと認めるときは、時間を単位として与えることができるものとし、第1項に規定する職員がその残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを与えることができるものとする。</u></p> <p>第13条～第15条 (略) (読替規定)</p> <p>第16条 市町村立学校職員給与負担法第1条及び同法第2条に規定する職員に対するこの条例の規定の適用については、第2条第3項中「神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあり、並びに同項ただし書、同条第5項、第3条、第6条第4項及び第5項、第7条、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条、第12条、第12条の2第1項、第12条の3、第12条の4第1項及び第3項、第12条の5、第12条の6第1項及び第3項、<u>第12条の7第1項及び第3項</u>、第13条、第13条の2第1項、第13条の3第1項、第14条第1項、第14条の2第1項から第3項まで、第14条の3第1項並びに前条の規定中「教育委員会」とあるのは「市町村教育委員会」と、第18条第2項中「教育委員会」とあるのは「神奈川県教育委員会」とする。</p> <p>第16条の2～第18条 (略)</p>	<p>第13条～第15条 (略) (読替規定)</p> <p>第16条 市町村立学校職員給与負担法第1条及び同法第2条に規定する職員に対するこの条例の規定の適用については、第2条第3項中「神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあり、並びに同項ただし書、同条第5項、第3条、第6条第4項及び第5項、第7条、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条、第12条、第12条の2第1項、第12条の3、第12条の4第1項及び第3項、第12条の5、第12条の6第1項及び第3項、第13条、第13条の2第1項、第13条の3第1項、第14条第1項、第14条の2第1項から第3項まで、第14条の3第1項並びに前条の規定中「教育委員会」とあるのは「市町村教育委員会」と、第18条第2項中「教育委員会」とあるのは「神奈川県教育委員会」とする。</p> <p>第16条の2～第18条 (略)</p>